

# 由 仁 町

## 古山貯水池自然公園指定管理者募集要項

令和4年11月1日

### 1 施設の概要

施設 の 名 称	古山貯水池自然公園
施設 の 所 在 地	夕張郡由仁町古山 430 番地の 1 外
施設 の 概 要	施設 の 内 容 : オートキャンプ場 (有料施設) 芝生広場 散策路 外 公園 管理 面積 : 64,248 平方メートル 施設 の 見 取 図 : 資料 1 のとおり。

### 2 申込資格

- (1) 町内に事務所又は事業所を有する団体であること。
- (2) 団体又はその代表者が、次の全ての事項に該当しないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 由仁町暴力団の排除の推進に関する条例（令和 24 年町条例第 10 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係事業者である者
  - エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - オ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
  - カ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
  - キ 国税及び地方税を滞納していないこと。

### 3 申込期間及び受付時間

- (1) 申込期間：令和 4 年 11 月 1 日から令和 4 年 11 月 30 日
- (2) 受付時間：8 時 30 分から 17 時まで

### 4 指定管理者の選定基準

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するもの、又は確保できる見込みがあること。
- (3) 収支計画書の内容が、当該施設に係る経費の縮減が図られるものであること。

### 5 利用料金に関する事項

別添の古山貯水池自然公園設置及び管理条例（令和16年由仁町条例第13号）第6条第2項の規定に基づき町長等の承認を得て、指定管理者が定めます。

## 6 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

## 7 申込書類

- (1) 指定管理者申請書（別記様式第1号）
- (2) 申込資格を有していることを証する書類

申込資格		書類の内容	
2(1)	法人の場合	・法人登記簿の謄本 ・団体の定款、寄付行為又はこれに相当する書類	
	非法人の場合	・団体の規約	
2(2) ア及びイ	法人の場合	不要	
	非法人の場合	・代表者の身分証明書	
2(2)ウ及びエ		・2(2)ウ及びエに該当しない旨の申立書（様式2）	
2(2) オ	国税及び 地方税	納税義務がある場合	・納税証明書（この要綱の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書（様式2）
2(3)		・上記2(1)の書類と同じ	

- (3) 管理業務の計画書（様式3）
- (4) 管理に係る収支計画書（様式4）
- (5) 団体の経営状況を説明する書類
  - ・前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
  - ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
  - ・現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに古山貯水池自然公園の管理業務以外の事業を開始する団体のみ）
- (6) 団体の活動内容等を記載した書類
  - ・事業報告書（作成している場合のみ）
  - ・役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

## 8 管理の基準及び業務

- (1) 古山貯水池自然公園設置及び管理条例（令和16年由仁町条例第13号）及び、古山貯水池自然公園設置及び管理条例施行規則（令和16年由仁町規則第4号）によります。
- (2) 由仁町行政手続条例の適用について  
指定管理者は、由仁町行政手続条例（令和9年由仁町条例第9号）第2条第4号の「行政庁」に該当するため、使用承認等は同条例の定めに従って行うこととなります。

(3) 由仁町情報公開条例の適用について

指定管理者には、由仁町情報公開条例（令和 13 年由仁町条例第 21 号）第 1 条の規定により、情報公開の義務が課せられるほか、後日由仁町と締結する協定において、管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

(4) 由仁町個人情報保護条例の適用について

指定管理者には、由仁町個人情報保護条例（令和 13 年由仁町条例第 22 号）第 1 条の規定により、個人情報の適正な取扱いを確保し個人の権利利益を保護しなければなりません。

9 その他

(1) 申込みの撤回・申込書類の修正について

申込みの撤回・申込書類の修正はできません。

ただし、必要に応じて書類の追加提出を求める場合があります。

(2) 申込者からの聴取調査について

申込者から提出された書類の内容について聴取調査を行う場合があります。

(3) 選定結果の通知について

選定結果は、申込者に対して速やかに通知する予定です。

(4) 選定結果の公表について

申込書類及び選定結果については、公表する場合があります。

(5) 設置及び管理の費用負担等

ア サイト表示板は、町で設置済みです。

イ 管理事務所及び電源設備は、現施設を利用できる。ただし、事務用品等は指定管理者が用意します。

ウ 指定管理者は、公園管理及び運営に関する一切の費用等を負担します。

エ この公園の敷地及び立木は、由仁土地改良区の財産で由仁町と維持管理協定を締結しています。

オ 公園は、かんがい用貯水池に隣接しているため、肥料、除草剤、防虫剤等農薬などを使用する場合は、由仁土地改良区との協議が必要となります。

カ 貯水池上流排水路の流水は、由仁土地改良区との打合せの上、公園内の散水に限り可能です。

10 添付資料

(1) 施設の内容（資料 1）

(2) 公共料金の算出基礎資料（資料 2）

(3) 古山貯水池自然公園設置及び管理条例（令和 16 年由仁町条例第 13 号）（資料 3）

(4) 古山貯水池自然公園設置及び管理条例施行規則（令和 16 年由仁町規則第 4 号）（資料 4）

11 申込書類の提出先

由仁町役場 建設水道課土木・建築担当

住所 由仁町新光 200 番地 電話 (0123) - 83 - 2116